

保育における規制緩和と民営化

横山由紀子

I はじめに

1997年に児童福祉法が改正されることになった。1947年に制定以来実に50年目の改正である¹⁾。従来、児童福祉をめぐる経済学的な研究²⁾は、少子化や女性労働との関連で論じられているものが多かった。例えば、Leibowitz, Klerman, and Waite (1992) では、児童の年齢と保育方法・母親の労働供給との関係を分析しており大変興味深い³⁾。しかしながら、今後の保育問題に関しては、少子化や女性労働との関連だけではなく、財政的な要請から、保育所の規制緩和・民営化の議論も必要とされているのである。そこで本論文では、保育所における規制緩和・民営化の是非について考察していくことにしたい。なお、わが国には公的機関によって認可を受けていない無認可保育所も数多く存在し、無認可保育所の役割⁴⁾を見過ごすわけにはいかないものの、紙幅の関係上、ここでは触れないことにする。よって、以下「民間保育所」とは民間認可保育所を指すことをここで断つておく。

以下では、第II節で公立保育所の民営化の是非を論じ、第III節では、アンケート調査の結果を用いて規制緩和と最低基準について考察することにしたい。

II 民営化の是非

1 公立保育所と民間保育所

規制緩和・民営化について具体的に議論する前

に、公立保育所と民間保育所の差異について触れておく必要があろう。

法的には公立保育所と民間保育所とにおける保育サービスの内容・水準は基本的に等しいことが原則ではあるが、実際には、公立保育所の方が保育サービスのコストが高いといわれている。林(1996)はその理由として、(1)公立保育所の方が措置費⁵⁾上乗せが大きい、(2)公立保育所の方が保母の年齢構成が高いため人件費が増す、という要因を挙げている。加えるなら、同年齢・同勤続年数の保母においてさえ給与格差が存在するということも要因の一つであろう⁶⁾。

表1は特別保育の実施状況を示している。民間保育所の方がコストが低いにも関わらず、民間保育所の方が利用者の多様なニーズに対応していることが読み取れる。また、図1は定員充足率(=措置児童数/定員数)について都道府県・政令指定都市別に集計したものである。民間保育所の定員充足率の平均は98.1%であり、公立保育所の81.5%を大きく上回っている。

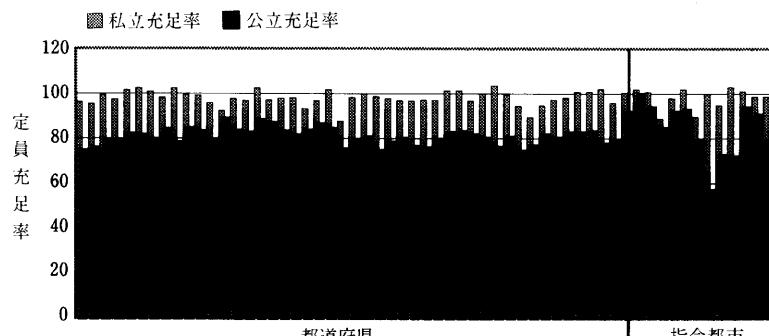
ここで、公立保育所よりも民間保育所の方が定

表1 特別保育実施状況(平成8年度補助承認ベース)

	公営(%)	民営(%)
時間延長型保育サービス事業	4.3	24.3
乳児保育	20.6	55.2
一時保育事業(実施見込み)	0.9	4.3

注) 実施率は、全保育所数に対する実施保育所数の割合である。

資料) 厚生省児童家庭局調べ。『保育白書1997年版』、259ページから作成。



資料) 厚生省「社会福祉行政業務報告」1996/3/1 データ(『保育白書 1997 年版』掲載)から作成。

図1 公私別定員充足率

員充足率が高い理由を考えてみよう。

この要因の一つとして、民間保育所の運営安定化のため児童を民間保育所へ優先して入所させていることが指摘されている⁷⁾。しかし、このことは確かに公立保育所の定員充足率を低下させる要因の一つかもしれないが、その影響力はそれほど大きくないと考えられる⁸⁾。選択可能な範囲に保育所が複数存在し保育所の選択が可能な地域では、ある程度の都市化が進んでいるであろう。そのような地域では特別保育への需要から民間保育所への希望が多いと考える方が妥当であり、逆に、選択可能な範囲に保育所が一つしかないような地域においては、民間保育所を優先させることは事实上不可能である。

そこで、以下のような実証分析を行った。分析目的は民間保育所の有無がどのような要因に左右されているかを明らかにすることである。ここで、「民間保育所は充足率の見込める地域でしか運営できない」⁹⁾という仮説をたてて、この仮説を検証した。データには滋賀県の1997年度の市町村データを用い、サンプル数は49である。被説明変数として、民間保育所が一つでも存在する市町村はNS=1(サンプル数22)、公立保育所のみの場合はNS=0としてプロビット・モデル¹⁰⁾で推計した。説明変数として、定員充足率の他に、財政力指数、住民所得、人口密度を用いた。財政力指数に関しては、財政力がある自治体ほど公立保育所を整備しやすい、という可能性から係数の符

号は負であることが予想される。一方、住民所得・人口密度に関しては、都市化が進むほど、特別保育への需要から民間保育所が好まれるという意味で、係数の符号は正であると予想される。推定結果は表2に示してある。

推定結果から、滋賀県下の市町村の場合、民間保育所が存在することとその地域の定員充足率とは正の相関があることがわかった。すなわち、民間保育所は需要の見込める地域でしか運営できず、一方、公立保育所はそれ以外の地域においても保育を提供しなければならないという状況を示していると解釈できる。また、定員充足率以外の変数はどれも有意ではなかった。ただし、この結果はあくまでも一県下のものであるため、全国的な傾向とまでは断言することはできない。

2 需要変動への対応

次に、需要変動への対応の担い手について明らかにしたい。保育サービスは、都市部では需要の増加により供給不足となっている一方、地方においては少子化の影響もあって保育所の定員割れが目立っている。はたして、保育サービスへのニーズの増減に対応しているのは公立保育所と民間保育所のどちらなのであろうか。表3は、1995年と1996年の保育所数の都道府県・指定都市別データを分析したものである。

公立・民間を合わせた全保育所数が減少した自治体数は23である。そのうち、公立保育所のみ

表2 民間保育所の有無 (SAMPLE=49)

1 記述統計量

	平均	標準偏差	最小値	最大値
民間保育所数	1.71	4.00	0.00	21.00
定員充足率	0.783	0.151	0.378	1.00
財政力指数	4.27	2.15	0.500	11.9
住民所得(千円)	3.22	0.368	2.65	4.29
人口密度(人/10 km ²)	4.87	4.21	0.160	21.1
人口(万人)	2.61	4.31	0.260	27.6

2 推定結果(プロピット分析) 民間保育所がある:1
民間保育所がない:0

Log of likelihood Function -22.5

変数	推定値	t 値
定数項	-5.4	-1.9
定員充足率	6.4	3.0**
財政力指数	-0.13	-1.0
住民所得	0.095	0.13
人口密度	0.67×10^{-3}	0.88

注) *** はそれぞれ 5%, 1% 水準で有意を示す。

分析手法) プロピット・モデルによる分析。

- 資料) 1) 民間保育所の有無・定員充足率: 滋賀県健康福祉部児童家庭課による提供資料。1997 年データ。
 2) 財政力指数: 自治省財政局「市町村別決算状況調」(総務庁統計局「市町村の指標」, 1995) 1992 年データ。
 3) 住民所得: 代理変数として一人あたり納税額を使用(課税対象所得/納税義務者数)。課税対象所得・納税義務者数: 日本マーケティング教育センター「個人所得指標」1991 年データ(総務庁統計局『市町村の指標』1995)。
 4) 人口密度: 人口/面積。総人口/面積: 総人口・面積: 1995 国勢調査(平成 9 年厚生白書)。

が減少した自治体数は 13, 民間保育所のみが減少した自治体数は 4 であった。また, 23 自治体を総合した保育所数の変化は, 公立保育所の 37 施設の減少に対し民間保育所の減少は 9 施設にどまっている。すなわち, 公立保育所の減少数は民間保育所の減少数の約 4 倍の値になっている。一方, 全保育所数が増加した 14 の自治体をみると, 公立保育所のみが増加した自治体数は 4, 民間保育所のみが増加した自治体数は 7 である。14 自治体を総合した保育所数の変化は, 公立保育所

表3 保育所数の増減(都道府県・指定都市別データ)全サンプル数 59

1 全自治体(自治体数: 59)

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	-24 (-5) ¹⁾	-31 (-3)	7 (-2)

2 全保育所数が減少した自治体(自治体数: 23)

	自治体数	比率(%)
公立保育所のみ減少	13 (2)	56.5
民間保育所のみ減少	4 (2)	17.4
公立・民間とも減少	4 (2)	17.4
その他 ²⁾	2	8.7

23 自治体を総合した保育所数の変動

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	-46 (-6)	-37 (-3)	9 (-3)
比率(%)	100	80.4	19.6

3 全保育所数が増加した自治体(自治体数: 14)

	自治体数	比率(%)
公立保育所のみ増加	4 (1)	28.6
民間保育所のみ増加	7	50.0
公立・民間とも増加	2	14.3
その他 ³⁾	2	7.1

14 自治体を総合した保育所数の変動

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	22 (1)	9 (1)	13
比率(%)	100	40.9	59.1

4 全保育所数が変化しなかった自治体(自治体数: 22)

	自治体数	比率(%)
公立増加: 民間減少	3	13.6
公立減少: 民間増加	6 (1)	27.3
公立・民間とも変化なし	13 (5)	59.1

22 自治体を総合した保育所数の変動

	全体数	公立保育所	民間保育所
保育所数	0	3 (-1)	-3 (1)

注)

- () 内の数字は、全自治体のうちの政令指定都市に関する値を示す。
- 公立保育所が増加し民間保育所が減少: 1 自治体, 公立保育所が減少し民間保育所が増加: 1 自治体。
- 公立保育所が減少し民間保育所が増加: 1 自治体。

資料) 厚生省「社会福祉行政業務報告」1995/3/1・1996/3/1 データ(『保育白書 1996 年版』・『保育白書 1997 年版』)。

の9施設の増加に対し民間保育所の増加は13施設となっている。すなわち、民間保育所の増加数は公立保育所の増加数の約1.5倍となっている。

このように、ニーズの減少に対する調整弁の役割は公立保育所が担い、ニーズの増加に対しては民間保育所が担っていることがわかった。保育所数が減少する場合、運営悪化による民間保育所の廃止というよりはむしろ、自治体がニーズの減少に対応して公立保育所の統廃合を決定した結果であると考えられる。一方、保育所数が増加する場合、行政側よりも民間保育所の方がニーズの増加への対応がしやすいと解釈できる。これは、前述した「民間保育所は充足率の見込める地域で運営する」という結果とも整合的であるといえよう。とはいっても、定員数と需要者数との乖離といった現状を考慮すると、公私とも柔軟に対応しているとは言い難い。

3 民営化の是非

以上の結果から、民営化の是非に関して次の3点が指摘できる。第一に、ニーズの増減への対応は公私とも柔軟とは言い難いが、ニーズの減少に関してより対応しているのは公立保育所である。一方、ニーズの増加に関してより対応しているのは民間保育所である。第二に、既存の保育所においては、特別保育のように多様なニーズにより対応しているのは民間保育所である。第三に、充足率の見込めない地域、すなわち、量的にニーズが少ない地域において民間保育所は行政の補助なしには運営が困難である。

このように、一概には民営化が望ましいとはいえないため、民営化の議論をする場合には以上の3点を総合して判断する必要があるだろう。

III 規制緩和と最低基準¹¹⁾

規制緩和・民営化は近年の政治・経済の潮流である。その一方で、保育関係者は、規制緩和・民営化が公的責任を退け、保育所運営が不安定になることを懸念している。公的福祉サービスが、自治体から施設への委託費に基づき利用者に一方的

に供給されるという仕組みになっているからである。

ここで、規制緩和を最低基準の緩和とそれ以外の規制緩和にわける必要がある。保育には情報の非対称性が存在するため、最低基準が安全性の尺度となる。さらに、最低基準は措置費、すなわち運営費に大きな影響を与える、ということにも注意しなければならない。「措置費」とは、保育所入所後の児童の保護において、保育所運営の最低基準を維持して保育するために要する費用を意味する。そのため、職員配置基準が上がるということは、すなわち、措置費も上がり、その基準での職員配置が保護者からの徴収と公費によって保障されるということを意味するのである。なお、最低基準以外の規制緩和の内容については、一例として全国私立保育園連盟の要望内容を表4に挙げておく。ただし、要望内容は団体によって異なり、例えば、表4には掲載されていないものの、給食の外部委託等に関しては団体によって賛否が分かれる。このように、保育の専門家の間でさえ見解が統一されていないため、ここでは各項目を検討することは控えておく。だが、団体によって内容に差異があるとしても、どの団体も何らかの規制緩和への要望を持っており、規制緩和についての議論が必要であることは否定できない。

最低基準に関しては、二つの疑問点がある。一つは、そのレベルが適切なものであるかどうか、もう一つは、仮にそのレベルが適切であるとして、どの程度達成されているか、という点である。

1 最低基準のレベル

まず、現在における認可保育所の最低基準のレベルは望ましいものなのだろうか¹²⁾。ここで、筆者は政令指定都市・中核市に対して郵送によるアンケート調査を行った(付録参照)。18都市の回答は、最低基準のレベルについて(適當:もっと上げるべき:無回答)=(6:7:5)と意見が分かれた。また、都市独自の最低基準の有無については、約半数が最低基準を底上げしていることがわかった¹³⁾。これらの都市は、国の基準が不十分であると判断している可能性がある。各自治体の職

表4 全国私立保育園連盟による規制緩和の要望事項の主な内容

要望事項	要望理由
保育所入所手続きの簡素化	入所手続き・継続手続きにおいて膨大な書類が必要で手続きが面倒である。
措置基準の緩和	両親の状態が現在の入所措置の要件であるが、地域・家庭の環境要因や本人自身の発達上の特殊要因を含めるべき。
保育所の入所定員の柔軟な変更	最低基準を上回る面積を有していても、定員変更には監督官庁の承認手続き等が要る。柔軟に対応するためには現行手続きの簡素化が必要。
施設設備に関する規制緩和	現在、借用施設・借地での保育が認められていない。
施設整備資金確保について	措置費の運用に関する規制緩和と減価償却の引当金を認める等の改善が必要。
複合施設化の障壁の除去	市町村レベルでの縦割り行政の障害の除去や運営費での規制の調整・改善が必要。現行制度では、サービスによって職員給与の規定・基準の違いがあり統合が困難な場合がある。
民間保育所の独自性の強化	運営細部にまで行政監査が及び、保育所の独自性の発揮を拒んでいる。行政監査は最低基準の遵守の状況にとどめ、補助金・措置費の執行状況の検査は公認会計士の監査にかえることを提案。

資料) 全国私立保育園連盟編 [1996], 105-108 ページをもとに作成。

員配置に関する最低基準の具体例については、アンケート調査結果の一部を表5に挙げてある。特に0歳児において、国基準では乳児指定保育所においてのみ児童数対保母数が3対1であるのに対し、各自治体独自の最低基準では乳児指定保育所以外でも3対1に設定する都市が多い¹⁴⁾。

なお、国の最低基準の範囲内ならば、保育コストの公的負担分は(国:都道府県:市町村)=(2:1:1)の割合で振り分けられるのに対し、最低基準を底上げしている場合、その底上げ分の経費は各自治体が全額負担することになる。よって、各自治体が基準を底上げしなければならない状況は、保育サービスを充実させようとする各自治体のインセンティブを弱めることにもなる¹⁵⁾。

2 最低基準の達成度

次に、最低基準のレベルが達成されているのかどうかを確かめたい。保育所運営経費は原則1日8時間保育サービスを提供する際、最低基準を確保するのに必要な経費として算出されている。しかし、延長保育の補助は11時間以上開所している場合に、11時間を超えた時間のみを対象としており、8時間以上11時間未満については加算されない。この運営経費算出方法によって、実際に、保育所で最低基準が達成されているかどうかを表したのが図2である。これは延長保育を実施

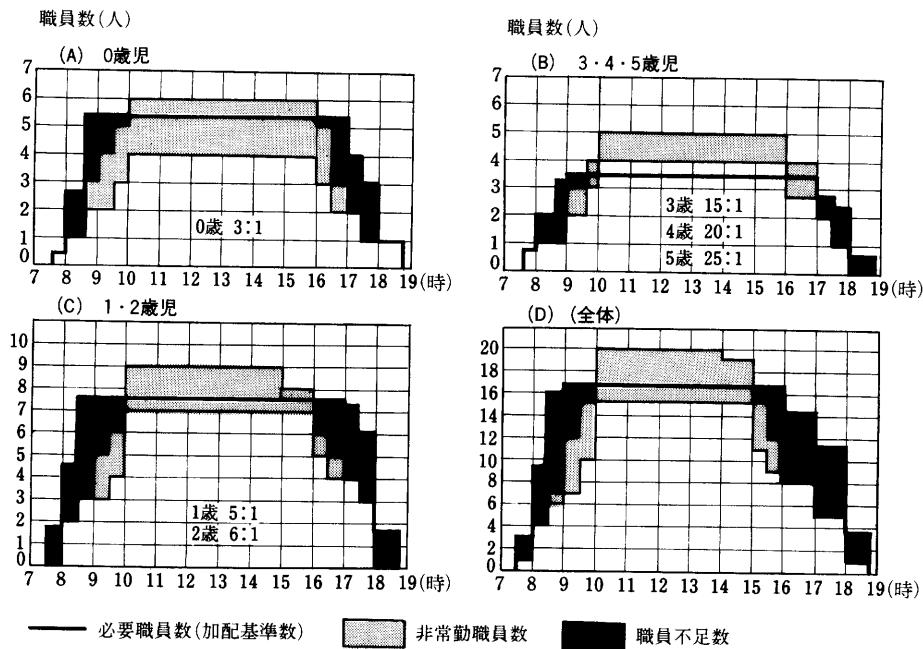
表5 保母一人あたりが保育する児童数(アンケート調査結果:1997年10月現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国基準	6人 ¹⁶⁾	6人		20人	30人	
A市	3	4	5	15	20	
B市	3	4	5	20	30	
C市	3	5	6	15	25	30
D市	3	5	6	15	20	25

注) 乳児指定保育所のみ3人。

している京都市のある民間保育所の運営を図にしたものである¹⁶⁾。図を見ると、一部の時間帯では最低基準を超えて配置しているものの、すべての時間帯で最低基準を達成することは難しいことのようである。特に早朝・夕刻の職員の確保が課題となっている。

このように、たとえ法定最低基準が望ましいレベルであったとしても、現行制度ではそのレベルが達成されているとは限らないのである。最低基準についても規制緩和を行うのであれば、既に存在している法と現実との乖離や、規制緩和が児童にもたらす影響等を考慮して慎重に議論される必要があろう。



資料) 京都市のある民間保育園からの提供資料をもとに作成。

図2 京都市A保育園の職員配置例

IV おわりに

本論文では、規制緩和における論争や保育サービスの質について、児童の身体的・情操的発達への影響については触れていない¹⁷⁾。本論文で取り上げた職員配置についても同様である。確かに、職員配置や職員の経験等が児童の安全だけではなく、児童の発達や情操面においても影響を与える可能性は否定できない。だが、計測が困難ということもあって、その影響はまだ確認されておらず、より詳しい調査が必要である。しかしながら、現段階ではこのような形で分析を行うことは意義あることと考える。

また、以上の分析では認可保育所に焦点を当てた結果、無認可保育所については十分な議論ができなかった。無認可保育所が果たしている役割も無視できないため、無認可保育所自体の研究、あるいは無認可保育所と認可保育所の関係についての研究も必要であろう。なお、認可保育所に焦点を当てた本論文の分析も、データの制約から全国

的な傾向とは言い切れない。とはいえ、これまでこの種の分析は行われておらず、今後の研究の第一歩として意義あるものであると考えられる。

付録：アンケート調査結果

1. 調査の目的

各自治体によって微妙に異なる保育行政の実態を知る。

2. 調査の設計

- (1) 調査実行者 横山由紀子
- (2) 調査対象 政令指定都市及び中核市 24都市
- (3) 調査方法 郵送配付・郵送回収
- (4) 調査期間 1997年10月1日～10月31日
- (5) 回収状況 政令都市6都市、中核市11都市、無記名1都市。回収率75%

3. 調査内容・調査結果・要約（一部抜粋）

- (1) 認可保育所の保育料徴収方法

- 保育料：18都市中17都市が減額、残り
1都市は市の基準により徴収。
- 階層区分：18都市すべてで細分化。
認可保育所最低基準は適切かどうか（本文中に記載）
- (2) 認可保育所に対する都市独自の最低基準の有無とその内容（本文中に記載）
- (3) 民営化の予定の有無
(なし：検討中)=11:7
「検討中」の理由：公立比率が高い。民間の方が柔軟・効率的、等。

謝 辞

アンケート調査にご協力頂いた政令指定都市・中核市、電話調査にご協力頂いた滋賀県の各自治体・京都市の各福祉事務所、また、資料を提供して頂いた滋賀県健康福祉部児童家庭課、京都市民間保育園の園長先生に感謝したい。ただし、その解釈等のあり得べき誤りはすべて筆者によるものである。

本稿の作成にあたって、橋木俊詔氏（京都大学）・西村周三氏（京都大学）には厚いご指導・ご教示を頂いた。また、溝端佐登史氏（京都大学）・人見光太郎氏（京都工芸繊維大学）・岡村秀夫氏（京都大学）と2名の匿名の本誌レフェリーから、貴重なコメントを頂戴した。7氏に厚く感謝したい。当然のことながら、本論文に含まれる誤りはすべて筆者によるものである。

注

- その間の動向については下夷（1995）が詳しい。
- 法学的な研究としては、田村（1992）が挙げられる。
- 少子化・女性就業と保育サービスとの議論には、他に大沢（1993）、大淵（1997）、宮島（1994）、Gaustafsson, and Stafford（1992）、Michalopoulos, Robins, and Garfinkel（1992）、Ribar（1992）がある。
- 無認可保育所と認可保育所の関係に関しては、横山（1998）を参照されたい。保育サービスを観察不可能な安全性（職員配置基準・建築基準等）と観察可能な利便性（乳児保育・一時保育・遅い閉所時間等）の二種類に分類し、認可保育所は前者、無認可保育所は後者に於いて優れていると

- 抽象化して議論を進めている。
- 今後「措置」という言葉は使用されなくなる。保育研究所編（1998b）、5ページ。
 - 京都市では、職員給与において民間保育所の中でプール制度を採用している。プール制度とは公立保育所との賃金格差を正を目的とした特別制度のことである。しかし、この制度も収支が1994年頃から急激に悪化し、1995年には約4億円の赤字となった。このことは、賃金における公民格差が大きく是が困難であることを示唆している（クレヨンハウス〔1997〕参照）。また、Blau（1992）はアメリカの保育労働者の労働供給分析を行っている。
 - 林（1996）、駒村（1996）。
 - 滋賀県下で公立・民間保育所がともに存在し、民間の方が定員充足率が高い7つの市町村に電話で問い合わせたところ、「保護者の希望に沿った結果」が4市町村、「距離等で事实上利用可能な地域に一つしか保育所がない」が3市町村であり、「民間を優先して入所させる場合もある」と答えた市町村はなかった。一方、都市部として京都市の13の福祉事務所に問い合わせたところ、7地区で、「特別保育を実施している保育所の方が人気が高い」という回答を得た。その他の地区は地域（距離）・送迎バス等を要因に挙げた。
 - 経営（組織）の存続を民間保育所の経営目的とするモデルを想定。横山（1998）。
 - 民間保育所数はその自治体の人口規模の影響を受けると予想されるため、説明変数に市町村の人口規模を加えてトービット分析も行っている。結果は以下のようになった。なお、括弧内の数字はt値を示し、***はそれぞれ5%，1%水準で有意を示す。

$$\text{民間保育所数} =$$

$$\begin{aligned} & -5.37 + 13.0(\text{充足率}) - 0.585(\text{財政力}) \\ & (-0.727)(2.66^{**}) \quad (-0.225) \\ & -2.34(\text{住民所得}) + 0.102(\text{人口密度}) \\ & (-1.20) \quad (0.750) \\ & + 0.890(\text{人口}) \\ & (6.77^{**}) \\ & \sigma = 2.59 \end{aligned}$$

$$\text{Log of Likelihood Function} = -62.8$$

- 分析結果から、民間保育所数は市町村の人口規模と定員充足率の影響が強いことがわかった。ただし、市町村規模と民間保育所数の関係はここで分析目的ではなく、あくまで民間保育所が存在できるかどうかが関心の焦点であるため、これ以上議論しない。
- 具体的な規制や最低基準については全国私立保育園連盟編（1996）、幼児保育研究会編（1997），

- 厚生省児童家庭局編 (1994)。
- 12) 各保育関係団体の最低基準への要望について
は保育研究所編 (1998 a), 8-18 ページ参照。
 - 13) 最低基準について「もっと上げるべき」と答
えた自治体と、実際に最低基準を底上げしてい
る自治体とは必ずしも一致しない。自治体にお
ける本音と建前の違いが表れているともいえる。
 - 14) 「1998 年度保育対策関係予算(案)の概要(厚
生省児童家庭局保育課)」によると 1998 年度は
すべての保育所で乳児数対保母数は 3:1 になる。
保育研究所編 (1998 b), 13 ページ。
 - 15) 現行制度では、保育コストの分担と女性の就
労による税や社会保険料での還元との差である
実質公費負担は、国の負担に比べ自治体の負担
の方が大きいということが前田 (1995) でも、報
告されている。アンケート調査結果(付録)から
もわかるように、ほとんどの自治体で保育料は
減額されている。最低基準と同様、保育料減額
は自治体の負担増を意味する。よって、国の保
育料補助基準が低すぎる場合も、各自治体の保
育サービス充実へのインセンティブを弱める。
 - 16) (1) 京都市の場合、国の職員配置基準を上
回る基準を設定、(2) 最低基準の職員配置基
準上の職員については非常勤職員を認めてい
ないものの、延長保育・一時保育等については非
常勤職員を認めているという 2 点に注意。
 - 17) 保育内容の児童への影響を直接測定するこ
とはできないものの、Hofferth and Wissoker
(1992) では、保育サービスの質をグループサイ
ズ、児童・保育者数比、保育者の資格・経験を
主な要因として分析を試みている。

参考文献

- Blau, David M. (1992) "The Child Care Labor Market," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 9-39.
- Gustafsson, Siv, and Frank Stafford (1992) "Child Care Subsidies and Labor Supply in Sweden," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 204-230.
- Hofferth, Sandra L. and Douglas A. Wissoker (1992) "Price, Quality, and Income in Child Care Choice," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 70-111.
- Leibowitz, Arleen, Jacob Alex Klerman, and Linda J. Waite (1992) "Employment of New Mothers and Child Care Choice: Differences by Children's Age," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 112-133.
- Michalopoulos, Charles, Philip K. Robins, and I. Garfinkel (1992) "A Structural Model of Labor Supply and Child Care Demand," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 166-203.
- Ribar, David C. (1992) "Child Care and the Labor Supply of Married Women: Reduced Form Evidence," *Journal of Human Resources*, Vol. 27 No. 1, pp. 134-165.
- 大沢真知子 (1993) 『経済変化と女子労働』日本経済評論社。
- 大淵寛 (1997) 「人口政策と社会保障政策: 最近の低出生率に関連して」『季刊社会保障研究』Vol. 32 No. 4。
- クレヨンハウス総合文化研究所 (1997) 『月刊子ども論』8・9 合併号, クレヨンハウス, p. 84。
- 厚生省児童家庭局編 (1994) 『利用しやすい保育所を目指して(増補版)』大蔵省印刷局。
- 駒村康平 (1996) 「保育需要の経済分析」『季刊社会保障研究』Vol. 32 No. 2。
- 下夷美幸 (1995) 「家族政策の歴史的展開: 育児に対する政策対応の変遷」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会。
- 全国私立保育園連盟編 (1996) 『平成 8 年度版保育書問題資料集』全国私立保育園連盟。
- 全国保育団体連絡会・保育研究所編 (1996) 『保育白書 1996 年版』草土文化。
- (1997) 『保育白書 1997 年版』草土文化。
- 田村和之 (1992) 『保育所行政の法律問題(新版)』勁草書房。
- 林宜嗣 (1996) 「保育サービス事業の現状と課題」『季刊社会保障研究』Vol. 32 No. 2。
- 保育研究所編 (1998 a) 『保育情報 1 月号』Vol. 251, 全国保育団体連絡会。
- (1998 b) 『保育情報 2 月号』Vol. 252, 全国保育団体連絡会。
- 前田正子 (1995) 「育児支援充実の意義: 保育園整備のコストと就労女性がもたらすベネフィット」『LDI レポート』1995 年 11 月号, ライフデザイン研究所。
- 宮島洋 (1994) 「出生率の低下と公共政策」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会, pp. 223-250。
- 幼児保育研究会編 (1997) 『最新保育資料集 1997』ミネルヴァ書房。
- 横山由紀子 (1998) 「保育における認可制度の効果」『経済論叢』1998 年 10 月号, 京都大学経済学会。(よこやま・ゆきこ 京都大学大学院博士課程)